

令和5年9月つくば市議会定例会提出案件一覧

・報告 12 件	・認定 7 件	・議案 17 件	計 36 件
----------	---------	----------	--------

【報告 12 件】

案件名	概 要	所管課
報告第 21 号 令和 4 年度つくば市 一般会計継続費精算 について 地方自治法施行令 第 145 条第 2 項	令和 4 年度で終了した全 15 件の継続費設定事業について、精算報告書により報告するもの 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 香取台地区小学校建設事業 (実績) 30 億 174 万 5,838 円 ・ (仮称) 研究学園小学校建設事業 (実績) 33 億 9,011 万 312 円 ・ (仮称) 研究学園中学校建設事業 (実績) 25 億 9,342 万 2,581 円 	財務部 財政課
報告第 22 号 令和 4 年度つくば市 水道事業会計継続費 精算について 地方公営企業法施行令 第 18 条の 2 第 2 項	令和 4 年度で終了した 1 件の継続費設定事業について、精算報告書により報告するもの 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吾妻地区配水管布設替工事 (実績) 2 億 2,198 万円 	上下水道局 水道総務課
報告第 23 号 令和 4 年度つくば市 健全化判断比率及び 資金不足比率につい て 地方公共団体の財政の 健全化に関する法律 第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項	令和 4 年度決算に基づき算定した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」からなる「健全化判断比率」と、各公営企業の資金不足比率について報告するもの	財務部 財政課

<p>報告第24号 公益財団法人つくば文化振興財団の経営状況を説明する書類について</p> <p>地方自治法 第243条の3第2項</p>	<p>令和4年度事業報告及び決算報告書並びに令和5年度事業計画書及び収支予算書が提出されたことに伴い報告するもの</p> <p>【令和4年度決算額】</p> <p>収入額 8億8,919万3,060円 支出額 8億8,895万6,223円 当期収支差額 23万6,837円 前期繰越収支差額 5,260万2,815円 次期繰越収支差額 5,283万9,652円</p> <p>【令和5年度予算額】</p> <p>収入額 7億8,064万1,000円 支出額 7億8,865万7,000円 当期収支差額 △801万6,000円 前期繰越収支差額 2,777万3,000円 次期繰越収支差額 1,975万7,000円</p>	<p>市民部 文化芸術課</p>
<p>報告第25号 一般財団法人つくば市国際交流協会の経営状況を説明する書類について</p> <p>地方自治法 第243条の3第2項</p>	<p>令和4年度事業報告及び決算報告書並びに令和5年度事業計画及び収支予算書が提出されたことに伴い報告するもの</p> <p>【令和4年度決算額】</p> <p>収入額 1億2,967万1,314円 支出額 1億2,751万1,268円 当期収支差額 216万46円 前期繰越収支差額 1,832万3,657円 次期繰越収支差額 2,048万3,703円</p> <p>【令和5年度予算額】</p> <p>収入額 1億5,314万9,000円 支出額 1億5,314万9,000円 当期収支差額 0円 前期繰越収支差額 1,520万3,000円 次期繰越収支差額 1,520万3,000円</p>	<p>市長公室 国際都市推進課</p>

<p>報告第 26 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 15 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 5 年 6 月 27 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事故)</p> <p>相手方がつくば市道 1-66 号線を走行していたところ、道路上の穴に落輪したことにより、タイヤを破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 8,406 円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>報告第 27 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 16 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 5 年 6 月 27 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事故)</p> <p>相手方がつくば市道 3-1888 号線を南下して走行していたところ、道路上の穴に落輪したことにより、タイヤを破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 1 万 7,875 円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>報告第 28 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 17 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 5 年 6 月 27 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事故)</p> <p>つくば市道 3-2656 号線において、相手方車両のタイヤが道路上の穴に落輪したことにより、ホイールを破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 1 万 1,422 円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>報告第 29 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 18 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 5 年 6 月 27 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事故)</p> <p>つくば市道 5-2563 号線を西に向かって走行していたところ、道路上の窪みによって運転操作を誤り、ガードレールに接触して車両左側の扉を損傷させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 7 万 3,500 円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>

<p>報告第 30 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 19 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 5 年 7 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事 故)</p> <p>相手方が市道を自転車で走行していたところ、水路を歩道 と見誤って進入して転落し、下顎骨骨折及び口唇裂傷の怪我 をしたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 7 万 5,844 円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>報告第 31 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 20 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 5 年 7 月 31 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事 故)</p> <p>相手方がつくば市道 2 級 41 号線を西に向かって走行して いたところ、道路肩の穴に落輪したことにより、タイヤ及び ホイールを破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 1 万 8,150 円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>報告第 32 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 21 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 5 年 8 月 7 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (学校施設管理上の瑕疵に係る事 事故)</p> <p>つくば市立谷田部南小学校正門西側駐車場において、市職 員が除草作業中に刈払い機によってはねた石が、駐車してい た相手方の車後部に当たり損傷させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 15 万 7,894 円</p>	<p>教育局 教育総務課</p>

【認定7件】

案件名	概 要	所管課
<p>認定第1号 令和4年度つくば市 一般会計歳入歳出決 算認定について</p> <p>地方自治法 第233条第3項</p>	<p>歳入総額 1,186億2,668万2,513円 (前年度比12.3%増)</p> <p>歳出総額 1,130億4,570万1,475円 (前年度比14.3%増)</p> <p>形式収支(歳入総額-歳出総額) 55億8,098万1,038円</p> <p>うち翌年度へ繰り越すべき財源 12億6,251万8,014円</p> <p>実質収支 43億1,846万3,024円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>認定第2号 令和4年度つくば市 国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定 について</p> <p>地方自治法 第233条第3項</p>	<p>歳入総額 190億200万5,649円 (前年度比0.2%増)</p> <p>歳出総額 185億7,653万4,157円 (前年度比2.3%増)</p> <p>形式収支及び実質収支ともに 4億2,547万1,492円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>認定第3号 令和4年度つくば市 後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認 定について</p> <p>地方自治法 第233条第3項</p>	<p>歳入総額 24億2,772万4,777円 (前年度比8.5%増)</p> <p>歳出総額 23億8,051万167円 (前年度比6.8%増)</p> <p>形式収支及び実質収支ともに 4,721万4,610円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>認定第4号 令和4年度つくば市 作岡財産区特別会計 歳入歳出決算認定に ついて</p> <p>地方自治法 第233条第3項</p>	<p>歳入総額 7万3,611円 (前年度比1.1%減)</p> <p>歳出総額 5万892円 (前年度比5,618.2%増)</p> <p>形式収支及び実質収支ともに 2万2,719円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>認定第5号 令和4年度つくば市 等公平委員会特別会 計歳入歳出決算認定 について</p> <p>地方自治法 第233条第3項</p>	<p>歳入総額 67万2,328円 (前年度比63.0%減)</p> <p>歳出総額 21万9,029円 (前年度比80.9%減)</p> <p>形式収支及び実質収支ともに 45万3,299円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>認定第6号 令和4年度つくば市 介護保険事業特別会 計歳入歳出決算認定 について</p> <p>地方自治法 第233条第3項</p>	<p>歳入総額 146億3,986万9,103円 (前年度比2.0%増)</p> <p>歳出総額 140億6,629万2,481円 (前年度比1.9%増)</p> <p>形式収支及び実質収支ともに 5億7,357万6,622円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>認定第7号 令和4年度つくば市 下水道事業会計決算 認定について</p> <p>地方公営企業法 第30条第4項及び 地方自治法 第96条第1項第3号</p>	<p>令和4年度つくば市下水道事業について、決算の認定を 求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益的収入及び支出 <p>収入 107億4,410万7,980円</p> <p>支出 104億5,738万1,137円</p> ・資本的収入及び支出 <p>収入 37億5,653万8,924円</p> <p>支出 52億3,693万2,163円</p> <p>不足額16億9,680万6,239円については、消費税資本的 収支調整額、繰越工事資金及び損益勘定留保資金で補填</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績 <p>令和4年度末処理区域内水洗化人口 20万8,054人</p> <p>令和4年度年間有収水量 2,637万2,274 m³</p> 	<p>上下水道局 下水道総務 課</p>

【議案 17 件】

案件名	概 要	所管課																		
<p>議案第 69 号 令和 4 年度つくば市 水道事業会計未処分 利益剰余金処分及び 決算認定について</p> <p>地方公営企業法 第 30 条第 4 項及び第 32 条第 2 項</p>	<p>令和 4 年度つくば市水道事業について、未処分利益剰余金の処分の議決と、決算の認定を求めるもの</p> <p>【未処分利益剰余金の処分】 未処分利益剰余金 8 億 6,674 万 7,781 円は、建設改良積立金に 7 億 1,876 万 544 円積立てるとともに令和 4 年度決算において補填財源とした建設改良積立金 1 億 4,798 万 7,237 円を自己資本金とするもの</p> <p>(未処分利益剰余金の内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>積立金取崩額</td> <td>1 億 4,798 万 7,237 円</td> </tr> <tr> <td>当年度純利益</td> <td>7 億 1,876 万 544 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8 億 6,674 万 7,781 円</td> </tr> </table> <p>【決算の認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益的収入及び支出 <table border="0"> <tr> <td>収入</td> <td>62 億 77 万 4,101 円</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>53 億 2,025 万 6,579 円</td> </tr> </table> ・資本的収入及び支出 <table border="0"> <tr> <td>収入</td> <td>16 億 2,942 万 9,530 円</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>28 億 9,087 万 9,008 円</td> </tr> </table> <p>不足額 12 億 6,144 万 9,478 円については、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金の取崩しで補填</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績 <table border="0"> <tr> <td>令和 4 年度末給水人口</td> <td>22 万 9,245 人</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度年間有収水量</td> <td>2,340 万 9,728 m³</td> </tr> </table> 	積立金取崩額	1 億 4,798 万 7,237 円	当年度純利益	7 億 1,876 万 544 円	計	8 億 6,674 万 7,781 円	収入	62 億 77 万 4,101 円	支出	53 億 2,025 万 6,579 円	収入	16 億 2,942 万 9,530 円	支出	28 億 9,087 万 9,008 円	令和 4 年度末給水人口	22 万 9,245 人	令和 4 年度年間有収水量	2,340 万 9,728 m ³	<p>上下水道局 水道総務課</p>
積立金取崩額	1 億 4,798 万 7,237 円																			
当年度純利益	7 億 1,876 万 544 円																			
計	8 億 6,674 万 7,781 円																			
収入	62 億 77 万 4,101 円																			
支出	53 億 2,025 万 6,579 円																			
収入	16 億 2,942 万 9,530 円																			
支出	28 億 9,087 万 9,008 円																			
令和 4 年度末給水人口	22 万 9,245 人																			
令和 4 年度年間有収水量	2,340 万 9,728 m ³																			

<p>議案第70号 令和5年度つくば市 一般会計補正予算 (第4号)</p>	<p>歳入歳出予算を42億8,421万円増額し、総額を1,147億3,128万6,000円とする。</p> <p>繰越明許費の追加 6件 継続費の追加 4件 債務負担行為の追加 20件 債務負担行為の変更 4件 地方債の追加 4件</p> <p>【歳入内訳】</p> <p>1 前年度会計繰越金 補正予算額 28億1,846万3,000円</p> <p>2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 補正予算額 1億4,300万2,000円(国10/10)</p> <p>【歳出内訳】</p> <p>1 男性育児休業取得促進奨励事業 育児休業制度を利用する男性労働者を雇用する中小企業等の事業主へ奨励金を支給し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備や男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援する。</p> <p>補正予算額 3,300万円</p> <p>2 低所得の子育て世帯に関する状況調査 低所得の子育て世帯の実情を把握することを目的としたアンケート調査を実施する。</p> <p>補正予算額 101万3,000円</p> <p>3 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 令和4年度まで県で実施していた新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業が、令和5年度から新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の市町村分事業に追加されたため、補助を実施する。</p> <p>補正予算額 1億4,300万2,000円</p>	<p>財務部 財政課</p>
---	--	--------------------

<p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>4 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業 当初予算編成時に、10月以降の国の事業が明示されておらず、4月から9月までの事業費のみ計上していたが、10月以降についても継続的に実施することが決定したため、事業費を増額する。</p> <p>補正予算額 1億2,766万7,000円</p> <p>5 新設小中学校における図書追加購入 令和5年度に開校した香取台小、研究学園小・中学校及び令和6年度に開校予定の（仮称）みどりの南小・中学校における学校図書について、児童の学習に必要な蔵書冊数の拡充を図る。</p> <p>補正予算額 3,150万円</p> <p>6 国庫支出金の前年度精算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金精算金 補正予算額 2億4,962万4,000円 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金精算金 補正予算額 1億1,380万円 ・障害福祉サービス国庫負担金精算金 補正予算額 9,546万3,000円 ・子ども・子育て支援交付金精算金 補正予算額 1億1,902万9,000円 ・民間保育所運営委託費負担金精算金 補正予算額 1億9,601万円 	<p>財務部 財政課</p>
-----------------------------	--	--------------------

<p>議案第71号 令和5年度つくば市 国民健康保険特別会 計補正予算（第1 号）</p> <p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>歳入歳出予算を4億2,547万1,000円増額し、総額を192億1,351万3,000円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 前年度会計繰越金 4億2,547万1,000円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 国民健康保険支払準備基金積立金 3億9,624万7,000円</p> <p>2 一般会計繰出金（過年度精算分） 2,120万円</p> <p>3 県支出金精算金 802万4,000円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第72号 令和5年度つくば市 後期高齢者医療特別 会計補正予算（第1 号）</p> <p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>歳入歳出予算を4,721万4,000円増額し、総額を25億7,322万4,000円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 前年度会計繰越金 4,721万4,000円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 一般会計繰出金（過年度精算分）2,338万4,000円</p> <p>2 後期高齢者医療負担金（過年度精算分）2,383万円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第73号 令和5年度つくば市 介護保険事業特別会 計補正予算（第1 号）</p> <p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>歳入歳出予算を5億9,076万2,000円増額し、総額を150億8,168万円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 前年度会計繰越金 5億7,357万5,000円</p> <p>2 介護保険支払基金（介護給付） 1,718万7,000円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 一般会計繰出金（過年度精算分） 1億3,300万1,000円</p> <p>2 国庫支出金精算金 1億6,474万2,000円</p> <p>3 県支出金精算金 1億3,534万4,000円</p> <p>4 介護給付費準備基金積立金 1億5,745万円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第74号 令和5年度つくば市 水道事業会計補正予 算（第1号）</p> <p>地方公営企業法 第8条第1項及び 地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>収益的支出を153万2,000円増額し、総額を55億287万4,000円とする。 資本的支出を1,855万8,000円減額し、総額を41億6,204万3,000円とする。</p> <p>【補正の内容】</p> <p>1 収益的支出 153万2,000円 (1) 配水及び給水費 △353万7,000円 人事異動に伴う人件費の調整によるもの (2) 業務費 487万4000円 人事異動に伴う人件費の調整によるもの (3) 総係費 19万5,000円 人事異動に伴う人件費の調整によるもの</p> <p>2 資本的支出 △1,855万8,000円 (1) 施設整備費 17万円 人事異動に伴う人件費の調整によるもの (2) 営業設備費 △1,872万8,000円 給水タンク車のベース車両の規格変更に伴い、年度内の納車ができないため、債務負担行為を新たに設定することによるもの</p> <p>3 債務負担行為 5給水タンク車購入 2,067万2,000円 給水タンク車のベース車両の規格変更に伴い、令和5年度内に納車ができないことから、令和6年度までの債務負担行為を設定するもの</p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>
<p>議案第75号 つくば市立学校設置 条例の一部を改正す る条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>令和6年（2024年）4月に（仮称）みどりの南小学校及びみどりの南中学校を開校するに当たり、名称及び位置を定めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの南小学校及びみどりの南中学校の名称及び位置を追加する。 	<p>教育局 学務課</p>

<p>議案第 76 号 つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令並びに健康増進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速充電設備に関する規制を改める。 ・健康増進法における喫煙所等の標識に対応した改正を行う。 	<p>消防本部 予防広報課</p>
<p>議案第 77 号 つくば市民センター条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>つくばセンターエリアのリニューアルに伴い、新たな市民活動拠点（コリドイオ）内に「つくば市民センター」を設置するため、新たに条例を制定するもの</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市民センターの設置及び管理について規定する。 	<p>市民部 （仮称）市民センター 準備室</p>
<p>議案第 78 号 つくばジオミュージアム条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>旧筑波東中学校につくばジオミュージアムを設置するため、新たに条例を制定するもの</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくばジオミュージアムの設置及び管理について規定する。 	<p>経済部 ジオパーク 室</p>
<p>議案第 79 号 サイクルパークつくば条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>旧筑波東中学校に自転車拠点を設置するため、新たに条例を制定するもの</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車拠点の設置及び管理について規定する。 	<p>都市計画部 サイクルコ ミュニティ 推進室</p>

<p>議案第 80 号 市道路線の認定について</p> <p>道路法第 8 条第 2 項</p>	<p>首都圏中央連絡自動車道整備に伴う機能補償道路、認定誤謬及び下手地区土地改良事業に伴う路線の再編成、開発行為道路及び認定漏れに伴い、全 71 路線（国松、君島、西高野、上郷、高須賀、高良田、鍋沼新田、真瀬、島名、水堀、大白裕、平、小白裕、新井、柳橋、上萱丸、谷田部、並木、宝陽台）の市道を認定するもの</p> <p>路線延長 10,590.9m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 81 号 市道路線の廃止について</p> <p>道路法第 10 条第 3 項</p>	<p>認定誤謬及び首都圏中央連絡自動車道整備に伴い、全 5 路線（沼崎、面野井、花島新田、上萱丸）の市道を廃止するもの</p> <p>路線延長 719.2m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 82 号 市道路線の変更について</p> <p>道路法第 10 条第 3 項</p>	<p>認定誤謬及び首都圏中央連絡自動車道整備による路線の再編成、国道 354 号（谷田部バイパス）整備の影響による変更、TX 区画整理事業（上河原崎・中西地区と島名・福田坪地区）の整備に伴う路線の再編成及び終点の誤りを変更するため、全 40 路線（国松、筑波、北条、上郷、高須賀、下別府、島名、真瀬、鍋沼新田、中別府、水堀、新井、大白裕、平、山中、柳橋、みどりの、谷田部、小荃、稻荷川）の市道を変更するもの</p> <p>路線延長（旧）22,335.0m （新）15,664.4m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 83 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>更新計画に基づき、特殊災害対応自動車を 1 台購入するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号 帝商株式会社 2 金額 9,416 万円 3 配備場所 中央消防署 	<p>消防本部 消防救助課</p>

<p>議案第 84 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>更新計画に基づき、水槽付消防ポンプ自動車を 1 台購入するもの</p> <p>1 相手方 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号 三田ベルジュビル 19 階 株式会社モリタ東京支店</p> <p>2 金額 7,238 万円</p> <p>3 配備場所 中央消防署桜分署</p>	<p>消防本部 消防救助課</p>
<p>議案第 85 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>消防団が使用する消防ポンプ自動車について、更新計画に基づき 2 台購入するもの</p> <p>1 相手方 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号 三田ベルジュビル 19 階 株式会社モリタ東京支店</p> <p>2 金額 3,707 万円 (2 台分)</p> <p>3 配備場所 桜支団第 4 分団 (つくば市東岡) 荃崎支団第 5 分団 (つくば市若栗)</p>	<p>消防本部 地域消防課</p>